

公正入札調査委員会設置要領

(平成7年6月1日制定)

(平成7年10月24日改正)

(平成18年9月1日改正)

(平成23年4月1日改正)

1 目的

建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）に対して的確な対応を行うため、原則として建設工事一般競争入札調査委員会設置要綱で定める入札調査委員会、一般競争入札（条件付）調査委員会設置要綱で定める入札調査委員会及び岡山県建設工事等入札指名委員会設置要綱で定める入札指名委員会（以下「入札指名委員会等」という。）ごとに公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

2 調査審議事項

調査委員会においては、次に掲げる事項の調査審議等を行うものとする。

- (1) 入札談合情報を調査対象とするか否かの決定
- (2) 入札執行の取扱い及び入札結果の取扱いの決定等

3 構成

調査委員会は、原則として入札指名委員会等ごとの委員長及び委員をもって構成することとする。

4 会議

調査委員会は、談合情報があった場合に必要に応じて臨時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

5 事務局

調査委員会の事務局は、原則として入札指名委員会等の庶務を担当する土木部技術管理課及び出先機関に置くものとする。